

CCSBT 遵守計画

(第 32 回委員会年次会合 (2025 年 10 月 9 日) において改正)

目的

遵守計画は、2023 年 10 月に承認された CCSBT 戦略計画において定義されたビジョン及びゴールの達成を支持するものであり、特に以下のビジョンを強く支持するものである。

「メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、
その決定を実施する。」

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、それぞれの CCSBT にかかる義務に対する遵守を向上させ、将来的にその完全遵守を達成及び維持させる枠組みを示すことである。

CCSBT 31 は、発展途上のメンバーによる CCSBT 措置の遵守を支援するため、最もニーズが高い分野に対して支援と援助を提供することを目的とする CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画を承認した。キャパシティ・ビルディング作業計画は CCSBT 是正措置政策を補完するものであり、いずれも高水準での遵守を確立及び維持するための重要なツールである。

遵守計画は、優先的な遵守リスクに取り組むための 5 年間の遵守行動計画 (CAP) を含んでいる。当該行動計画に対する進捗状況は遵守委員会によって毎年レビューされ、また当該レビューの結果を踏まえ、CAP は必要に応じて確認又は更新が行われる。したがって、当該行動計画は動的な文書であり、その重点は時間とともに変化することとなる。

この文書において、「メンバー」には拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれ、また全ての「委員会」との文言には拡大委員会 (EC) も含まれる。

構成

この計画は、以下に掲げる 5 つのパートから構成されている。

1. ゴール
2. 遵守に関する原則
3. 役割及び責任
4. 計画実施及びレビュー
5. 5 年間の遵守行動計画 (別添 1)

パート 1 : ゴール

ゴール

CCSBT 戦略計画には遵守に関連する具体的かつ重点的なゴールが盛り込まれており、これらは遵守戦略におけるハイレベルなゴールの基礎情報となり、かつ統合されている。

1. 全世界の SBT 貿易をモニタリングするとともに CCSBT にかかる義務の遵守状況を評価するため、統合され、目標を定めた、並びに費用対効果の高い措置が実施が実施される。
2. 全てのメンバーが、CCSBT の規則及び義務の遵守を達成し、及びこれを維持する。
3. 途上国であるメンバーが、委員会の管理措置及び義務を実施及び遵守するための能力を構築及び維持するための支援を受ける。
4. SBT を漁獲する全ての国並びに地域的な経済統合のための機関 (REIO) 及び主体を委員会に参加させるとともに、SBT の管理に協力させる。寄港国及び市場国に対して CCSBT の目的及び管理に関する取決めに協力するよう要請する。

パート 2 : 遵守に関する原則

この計画を実施する際には、以下に掲げる原則が決定のための指針となる。

重点化 : 遵守行動は、CCSBT の義務の目的の達成に対して最大のリスクとなる非遵守を優先しなければならない。

効率的 : 遵守行動は、非遵守を効果的に特定しこれに対処するものであるべき一方で、メンバー又は事務局に対して不合理な事務的負担又は費用を課すことがあってはならない。

協力的 : メンバーは、効果的なモニタリングを促進するとともに遵守レベルを改善するため、共同活動等を通じて協力を含め、相互に及び事務局と協力しなければならない。

包摂的 : 遵守行動は、

- a) 効果的であるべき一方で、メンバー及び事務局が利用可能なリソースについても考慮しなければならない。必要に応じて、CCSBT キャンパシティ・ビルディング作業計画を通じた積極的な支援を含

め、遵守の向上が奨励及び支援されるべきである。

- b) SBT を漁獲し、水揚げし、又は貿易を行う全ての国並びに地域的な経済統合のための機関（REIO）及び主体による協力を奨励すべきである。

透明性：包括的な遵守評価プロセスを支援し、重点化した遵守行動を策定し、及び非遵守に対する適切な対応の基礎情報となるよう、全てのメンバーに対して十分な情報が利用可能とされなければならない。また、全ての遵守関連の報告文書が公開されなければならない。

迅速：メンバーは、非遵守事案に対して不当な遅滞なくこれに対応するとともに、非遵守の再発を防止するべく制度及びプロセスを改善しなければならない。

リスク管理：保存管理措置の修正又は追加を決定し、及び IUU 漁業¹を防止及び抑止するために今後 5 年間に必要となる遵守行動を特定する際には、リスク管理の手法が適用されなければならない。

パート 3：役割及び責任

メンバー

- 委員会の政策、企画及び保存管理措置の策定に関連する意思決定プロセスに積極的に参加する。
- 義務を遂行し、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を実施し、そして自国の船籍を持つ船舶及び許可蓄養場がメンバーの規則に従うことを確保する²。
- メンバーの（又は共有の）責任事項として特定された遵守行動の企画及び実施を積極的に支援する。
- 遵守委員会に対して、措置及び義務の実施状況、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野を報告する。
- 発見された全ての重大な非遵守及び実施された改善措置について報告する。
- 委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

委員会

- 遵守計画及び 5 年間の CAP を承認する。

¹ IUU 漁業の定義については「みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を参照

² 「規則」には、法令、許認可の条件を含む。

- 特に是正措置政策及びキャパシティ・ビルディング作業計画の適用を念頭に、是正行動及び救済措置を特定する。
- 遵守委員会からの勧告を検討し、最終決定を下す。

遵守委員会

- 政策に関する枠組、ガイドライン及び技術的支援を勧告し、メンバーによる CCSBT 措置の効果的かつ一貫した実施を促進する。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 特定された遵守リスクにかかる年次評価を実施し、必要に応じて遵守リスクを更新する（これに伴う遵守計画のレビュー及び更新を含む）。
- 遵守リスクの特定及び評価に基づき 5 年間の CAP（別添 1）に対する進捗状況の年次レビューを行い、更新を勧告する。
- 遵守リスクに対応するべく、CCSBT の義務の追加又はその修正を勧告する。
- 品質保証レビュー（QAR）にかかる優先度を特定し、QAR 報告書のレビューを行い、特定された問題点又はニーズに対処するための行動を勧告する。
- 疑義のある重大な非遵守に対する調査を勧告し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について勧告する。

事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的であり、全てのメンバーを含む形であり、かつ透明性がある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 事務局の（又は共有の）責任事項として特定された遵守行動の企画及び実施を積極的に支援する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を支援する。
- 遵守委員会のための総括及び不調和報告書を作成する。
- 遵守委員会に対して、遵守/MCS に関する政策、計画、ガイドライン及び業務についての助言を行う。

パート 4：計画の実施及びレビュー

レビュー

委員会は、CCSBT 戦略計画のレビューに続いて遵守計画のレビューを行う。

5年間のCAPに総括された行動項目に対する進捗状況は、遵守委員会により毎年レビューされる。またCAPは、現行及び新たに顕在化しつつある遵守リスクの評価の結果及び定義された行動に対する進捗状況に基づき、毎年更新することができる。CAPは、5年毎、又は遵守計画のレビュー及び更新後に改めて策定される。この点に関して、CAPは動的文書であり、遵守計画を最善な形で支援するとともに特定された遵守リスクに対処するべく、必要に応じて修正される。

実施責任

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、この計画の実施運用についての責任を有し、これには、以下の事項が含まれる。

- 遵守リスクの年次レビュー及び新たに顕在化したリスクに対処するために必要な行動の特定
- CAPに定義された行動に対する進捗状況の年次レビュー、及び必要に応じたこれらの行動の更新勧告
- 各遵守委員会会合後の12ヶ月間に実施されるCAPに定義された行動にかかる年次レビュー及び検討、及び必要に応じたこれらの行動の更新勧告
- CCSBT戦略計画のレビュー後、及びその他の必要な時点における遵守計画のレビュー及び更新勧告
- 遵守計画のレビュー後の新たな5年間のCAPの再策定

事務局及びメンバーは、毎年、5年間のCAPに含まれる行動事項に対する進捗状況を遵守委員会に報告する。

遵守委員会は、委員会によって検討及び決定されるよう、CAPの更新（特定された遵守リスクの修正への対応を含む）、新たな義務、政策又はその他の行動に関する勧告を行う。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに遵守政策に関する助言を行う。

別添 1：5 年間の遵守行動計画（2025 年から 2029 年）

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
1. (e)CDS の非遵守又は(e)CDS 文書における不正確な情報	低／中	a) eCDS の早急な導入に向けた作業を継続する。	メンバー及び事務局	*	*			
		b) メンバー及びメンバーの関係者に対する(e)CDS に関するキャパシティ・ビルディングを促進する。 ³	メンバー及び事務局	*	*	*		
		c) (e)CDS におけるエラーを定期的に確認及び修正する。	メンバー及び事務局	継続				
		d) あらゆる非遵守の拡大を特定するべく、市場統計を定期的に評価する。	メンバー及び事務局	継続				
2. (e)CDS データの不完全な実施又は提出（CDS 決議に協力していない非メンバーを含む）	高	a) 重要と特定された非メンバーに対して(e)CDS の利用可能な範囲を拡大する。	メンバー及び事務局		*	*	*	
		b) 事務局による(e)CDS に関するキャパシティ・ビルディングを継続する。 ³	メンバー及び事務局			*	*	*
		c) 6 カ月及び年次(e)CDS 報告書を作成する（eCDS の全面的導入以降、メンバー及び事務局が eCDS から直接新規報告書を作成できる機能の開発を含む）。	事務局	継続				

³ 委員会が策定予定のより広範なキャパシティ・ビルディング作業計画の一部

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
		d) CCSBT に対し、毎年、メンバーによる (e)CDS の実施状況に関する報告を行う。	事務局	継続				
3. SBT 死亡量の不完全な報告	高	a) メンバーが全ての SBT 死亡量をどのようにモニタリングし、推定し、及び報告しているかの説明に関する報告要件を履行するよう確保する。	メンバー、事務局及び ESC	*	*			
		b) 是正措置政策の強化を検討する。	メンバー	*	*			
		c) 市場及び漁獲データを照合する。	メンバー及び事務局	継続				
4. 国別配分量に対する SBT 死亡量（遊漁、沿岸零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量）の不完全な計上	中	a) メンバーが全ての SBT 死亡量をどのようにモニタリングし、推定し、及び報告しているかの説明に関する報告要件を履行するよう確保する。	メンバー、事務局及び CC	*	*			
		b) 限定的繰越しに関する決議パラグラフ 4 (b) に記載された各要素に関する実際の漁獲量にかかる推定値を改善及び強化するべく、各メンバーがさらなる努力を払う。	メンバー				*	*
		c) 市場及び漁業データを照合する。	メンバー及び事務局	継続				

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
5. 転載義務（港内及び洋上の両方）に伴う非遵守	高	a) 転載関連義務が実施されるよう確保するための体制が実施されているかどうかをレビューし、これを遵守委員会に対して報告する。	メンバー		*	*		
		b) メンバー又はNCNMの運搬船による非遵守があった場合に取り得る措置をレビューし、これをCCに対して報告する。	メンバー及び事務局		*	*		
		c) メンバーによるCCSBT転載決議の実施及び遵守状況に関する年次報告を行う。	事務局	継続				
6. 転載情報（非メンバー船籍船舶に関する転載情報を含む）の不完全な提出	高	a) 2025年における補給申告書の導入の検討を含め、CCSBT転載決議を強化する。	メンバー	*			*	
		b) 転載関連情報に関して、CCSBTと他のRFMOとの間における既存の情報共有に関する取決めを改善及び強化する。	メンバー及び事務局	*	*			
		c) 港内でSBTの陸揚げ／転載を行う外国漁船／運搬船に対する5%検査要件の増加にかかる実施可能性を精査し、これをCCに対して報告する。	メンバー及び事務局				*	
		d) CCSBTの義務にかかるオブザーバーの訓練を行う他のRFMOの転載計画をサポートする。	事務局	継続				

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
7. 別魚種（SBT以外の魚種）として誤報告される SBT	中	a) SBT の種同定を行うために現場で使用するリアルタイム遺伝子検査キットの開発作業を継続し、その進捗状況について毎年 CCSBT に報告する。	メンバー及び事務局	継続				
		b) 市場での遺伝子検査にかかる費用対効果、及びそうした検査を実施するかどうかについて検討し、これを CC に対して報告する。	メンバー及び事務局	*	*			
		c) IOTC/ICCAT 転載オブザーバー計画の一環として転載オブザーバーが組織サンプリングを行うことの実施可能性を検討し、これを CC に対して報告する。	事務局			*		
		d) 他の魚種として報告された SBT の種同定に資するあらゆる利用可能な情報を共有する。	メンバー	継続				
8. 非協力的非加盟メンバー（NCNM）による報告がされず、したがって総漁獲可能量に計上されない SBT の漁獲	低／中	a) IOTC メンバーとなっているメンバーは、IOTC に対し、IOTC が SBT 漁獲量について報告するよう奨励する。	メンバー			*		
		b) 潜在的な SBT 漁獲量に関して、NCNM が CCSBT に対して情報を提供するよう引き続き奨励する。	メンバー及び事務局	継続				
		c) 例えば CCSBT 情報収集及び共有政策（CPG4）を通じて、潜在的な非メンバー	メンバー	継続				

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
		漁獲量に関する情報を事務局と共有する。						
9. 漁獲対象種及び非漁獲対象種の管理には不十分な科学オブザーバーデータ	中／高	a) 漁獲対象種及び非漁獲対象種に関して、適切な検証方法（EMの利用を含む）を通じ、ログブックデータ及び科学オブザーバーデータの信頼性を向上させる手法を検討する。	メンバー（ニュージーランド及びオーストラリアがリード）		*			
		b) EMを通じたデータ収集に関するESCによる検討を踏まえ、科学オブザーバーカバー率及び／又はEM映像レビュー率を高めることの費用対効果を検討し、これをCCに対して報告する。	メンバー及び事務局			*	*	
		c) 人によるオブザーバーの雇用が困難である場合の科学データ収集ソースとしてEMの利用を検討しているメンバーをサポートする。	メンバー及び事務局	継続				
10. SBT以外の種（海鳥類を含む）の混獲にかかる不完全又は不正確な報告	高	a) SBT 漁業オペレーターによる海鳥 CMM の遵守及び海鳥相互作用に関する報告要件の遵守を改善するための手続き及び手法をレビューする。	CC、メンバー及び事務局	*				
		b) はえ縄漁船のオペレーターによる海鳥 CMM の遵守に関して、まぐろ類 RFMO 横断的にデータ収集の様式及び手続きをレビューし、まぐろ類 RFMO 横断的に伝	CC、メンバー及び事務局			*		

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
		達及び提唱するための調和されたフォーマットを策定する。						
		c) SBT 以外の種の混獲情報の収集及び提供に関して検知されたあらゆる非遵守にかかる年次サマリーを提供する。	メンバー及び事務局	継続				
11. CCSBT メンバーによる合意された特定の保存管理措置（特に CCSBT ERS 措置）の不十分な実施	低	a) CCSBT の ERS 措置の全面的実施をさらに確保するため、国内において追加的なモニタリング及び取締り措置を検討する。	メンバー	継続				
		b) 発展途上のメンバー及び協力的非加盟メンバーによる CCSBT の CMM の実施に資するための情報及び MCS ベストプラクティスを継続的に共有する（適当な場合はキャパシティ・ビルディング作業計画を含む）。	メンバー及び事務局	継続				
12. CCSBT メンバーによる合意された特定の保存管理措置（特に CCSBT ERS 措置）にかかる義務の不十分な遵守	高	a) メンバーの船舶乗組員に対する法的拘束力のある ERS 措置に関するキャパシティ・ビルディングを実施する。	メンバー		*	*		
		b) 発展途上のメンバーの業界における CCSBT の義務に関する意識を向上させるとともに、CCSBT 措置の遵守の改善に資するツールを特定及び導入することにつき、発展途上のメンバーをサポートする。	メンバー及び事務局	*	*			

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
		c) CCSBT の ERS 措置の全面的実施をさらに確保するため、国内において追加的なモニタリング及び取締り措置を検討する。	メンバー	継続				
		d) 発展途上のメンバー及び協力的非加盟メンバーによる CCSBT の CMM の実施に資するための情報及び MCS ベストプラクティスを継続的に共有する（適当な場合はキャパシティ・ビルディング作業計画を含む）。	メンバー及び事務局	継続				
13. 継続的な非遵守につながる非遵守に対処するための体系的なフォローアップ行動の欠如	中	a) 特定された非遵守に対処するための効果的なフォローアップ行動（事務局からの報告を含む）について検討及び勧告することについて CC をより良くサポートするための機会を検討する。	メンバー及び事務局	*	*			
		b) 毎年、CCSBT の CMM の実施及び遵守状況をモニタリングし、これを報告する（継続的な非遵守問題の解決にかかる進捗状況を追跡するための新たな方法の検討を含む）。	メンバー及び事務局	継続				

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
14. 遵守状況を評価するための事務局の能力を制限するような、事務局に要求される作業量の増大	中／高	a) 優先順位、現在の人的及び財務的リソースを踏まえて事務局の現在及び将来の（想定される）業務量をレビューし、これを CC に対して報告する。	メンバー及び事務局	*				
		b) 何らかの提案が提出された場合は、当該提案が事務局に対して追加的な業務を課すこととなるかどうかを評価し、想定される作業量／作業時間（低／中／相当量／高）を推定する。事務局に対する追加的な作業量が相当量／高と推定された場合は、これに対処するために考え得るオプションを含めて当該提案を検討及び議論する。	メンバー及び事務局	継続				
15. 公海での包括的なモニタリング及び洋上立入検査の欠如	低／中	a) メンバーに対し、IOTC において乗船検査 CMM の採択を支援及び提言するよう奨励する。	メンバー	*	*			
		b) CCSBT 独自の乗船検査計画の設立にかかわる実現可能性を探求する。	メンバー、事務局及び CC			*	*	*
		c) 既存のメカニズム（他のまぐろ類 RFMO の措置を含む）を通じて収集される情報の活用を含め、公海における船舶モニタリングの改善及び強化を検討する。	メンバー			*		

リスク項目番号	リスクマトリックススコア (高/中/低)	リスク／戦略計画案／海鳥戦略に対処するために必要な行動	責任（メンバー及び／又は事務局）	2025	2026	2027	2028	2029
全般		a) 特に CMM 及びモニタリング及び報告に関連する課題に資するため、他の RFMO 及び関連する国際ネットワークとの関係（情報交換を含む）を維持及び強化する。	メンバー及び事務局	継続				
		b) 必要に応じて、遵守計画、政策及び CMM を定期的にレビューする（更新、強化、及びこれらが目的に合致しているか、また重複していないかの確認を含む）。	メンバー及び事務局	継続				